

下記の計画体系は、現行の第6次計画をベースとして、新しい法律・政策や社会的な動向を踏まえて第7次計画に追加すべきと考える事項を記載したものです。

区の第4次基本構想(令和5年3月策定)に掲げる【基本構想の実現に向けて】及び現行計画の【基本的な考え方】【目標】を踏まえ、【施策の方向】以下について、改定を考えています。

【第7次に向けた課題】

現行計画

【基本理念】

性別による不平等がなく、だれもが自分で生き方を選ぶことができ、その選択が認められて参画できる社会の実現

【基本的な考え方】

性別や性的指向、性自認にかかわらず、だれもが尊重される社会をめざす

多様なライフスタイルが実現できる社会をめざす

互いに認め合い、だれもが参画できる社会をめざす

【目標】

1

人権を尊重し、健康的な生活を支援する

- (1)人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり
- (2)生涯を通じた心とからだの健康づくりの推進
- (3)生活上の困難を抱える女性などへの支援
- (4)LGBTsへの理解と人権尊重のための施策の推進

2

配偶者・児童等へのあらゆる暴力を根絶する

- 千代田区配偶者暴力対策基本計画
- (1)DV・デートDVの防止と被害者の支援
 - (2)児童・高齢者・障害者に対する虐待防止対策の推進
 - (3)ハラスメント・性暴力等の防止への取組の推進

3

ワーク・ライフ・バランスの実現と女性の活躍を支援する

- 千代田区女性活躍推進計画
- (1)女性のキャリア形成・就労の支援
 - (2)男性の働き方の見直しの促進
 - (3)家事、育児、介護等と仕事の両立支援
 - (4)誰もが働きやすい環境づくりの推進

4

地域社会におけるジェンダー平等を推進する

- (1)政策・意思決定過程における女性の参画の拡大
- (2)ジェンダー平等の視点からの防災対策

5

行動計画の推進体制を充実する

- (1)男女共同参画センターMIWの機能強化
- (2)計画の推進体制の充実

【施策の方向】

①ダイバーシティ&インクルージョン※の考え方の反映
※性別、年齢、障害、国籍などの外面の属性やライフスタイル、職歴、価値観などの内面の属性にかかわらず、それぞれの個を尊重し、認め合い、良いところを活かすこと。

②困難な問題を抱える女性への支援体制の強化
・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)
■(仮称)千代田区困難な問題を抱える女性への支援基本計画の策定

③地域社会や学校教育におけるLGBTQへの理解促進と支援
・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5年6月)

④相談体制の充実(男性・経済的DV等も含む)

⑤性犯罪・性暴力の予防と根絶に向けた対策強化(相談支援体制の強化、加害者対応など)
・性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針(令和5年)
・「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和7年)

⑥区内企業に向けた支援制度の充実(ワーク・ライフ・バランスに対する意識の醸成、ジェンダー意識格差の是正)
・女性活躍推進法の改正(令和4年4月)
・育児・介護休業法の改正(令和6年5月)

⑦若年層、子育て世帯が参画しやすい地域社会の整備(女性リーダー育成、マッチング支援制度の充実)

⑧男女共同参画の視点に立った災害対策の継続
・内閣府「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(令和2年)

◆その他の課題

- ⑨男性視点からの男女共同参画の推進
- ⑩ジェンダー主流化※に向けた取組の推進

※社会的・文化的な性差(ジェンダー)の平等実現を目的として、男女で異なる課題やニーズを踏まえて、あらゆる政策や事業などを立案・実行していくこと

※「ちよだみらいプロジェクト」第三次基本計画2015(平成27年3月)で位置付け